

振動規制法

特定工場等に係る規制基準(平成24年3月30日志布志市告示第36号)

時間の区分	区域の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	午前8時～午後7時	午後7時～翌日の午前8時
第2種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

特定建設作業に係る基準

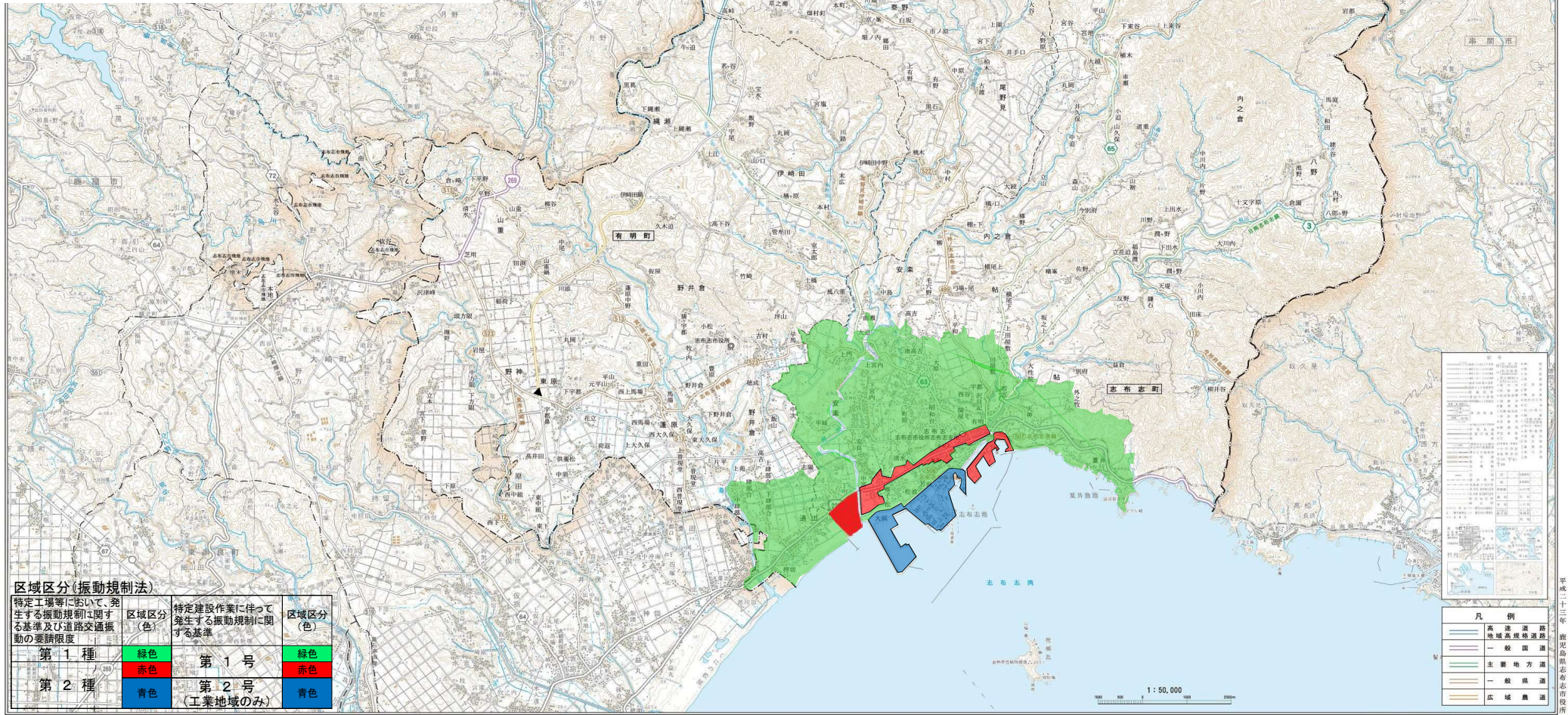
区域区分	基準値	作業時刻	作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	75デシベル	午後7時～翌日午前7時でないこと	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日、休日でないこと
第2号区域	75デシベル	午後10時～翌日午前6時でないこと	1日14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日、休日でないこと

道路交通振動の限度

時間の区分	区域の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	午前8時～午後7時	午後7時～翌日の午前8時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

振動規制法地域指定図

(令和元年10月1日志布志市告示27号)



区域区分(振動規制法)

特定工場等において、発生する振動規制に関する基準及び道路交通振動の要請限度	区域区分(色)	特定建設作業に伴って発生する振動規制に関する基準	区域区分(色)
第1種	緑色	第1号	緑色
第2種	赤色	第2号	赤色
	青色	第2号(工業地域のみ)	青色

凡例	
	高速道路
	地域高規格道路
	一般国道
	主要地方道
	一般県道
	広域農道

この図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平 23 九 第 41 号)

平成二十三年 鹿児島市志布志市告示第27号